

基準の内容：布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事に関する基準

参考基準：「水道法」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事	3	10		水道施設の新設工事	参考	現行基準どおりの内容とする	<p>左記の工事は、施行によって給水する水質に異常を来さないよう引き続き布設工事監督者の配置を要すると判断するため。</p> <p>なお、左記以外の工事（水道施設の撤去工事など）については、基本的に水質に影響を及ぼさないものと考えられることから、左記工事についてのみ布設工事監督者の配置を定めることとする。</p>

基準の内容：布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事に関する基準

参照基準：「水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事	3		(1)	一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事	参考	現行基準どおりの内容とする	左記の工事は、施行によって給水する水質に異常を来さないよう引き続き布設工事監督者の配置を要すると判断するため。 なお、左記以外の工事（水道施設の撤去工事など）については、基本的に水質に影響を及ぼさないものと考えられることから、左記工事についてのみ布設工事監督者の配置を定めることとする。
			(2)	沈でん池、濾ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事			

基準の内容：布設工事監督者の資格に関する基準

参酌基準：「水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
布設工事監督者の資格	4	1	(1)	学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	参酌すべき基準 国の基準どおりの内容とする	布設工事監督者の配置が必要な工事の施行に当たり、給水する水質に係る安全性を確保するためには、当該布設工事監督者に一定の能力を有する技術者を配置することが適切であることから、引き続き現行の布設工事監督者の資格基準を維持することが必要であり、かつ、本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。 また、簡易水道については、本町に簡易水道が存在しないため定めない。	
			(2)	学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
			(3)	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
			(4)	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
			(5)	10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			

基準の内容：布設工事監督者の資格に関する基準

参酌基準：「水道法施行規則」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
布設工事監督者の資格	9		(1)	水道法施行令第4条第1項第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号の卒業者にあっては1年以上、同項第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	<p>布設工事監督者の配置が必要な工事の施行に当たり、給水する水質に係る安全性を確保するためには、当該布設工事監督者に一定の能力を有する技術者を配置することが適切であることから、引き続き現行の布設工事監督者の資格基準を維持することが必要であり、かつ、本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。</p> <p>また、簡易水道については、本町に簡易水道が存在しないため定めない。</p>
			(2)	外国の学校において、水道法施行令第4条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
			(3)	技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			

基準の内容：水道技術管理者の資格に関する基準

参酌基準：「水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
水道技術管理者の資格	6	1	(1)	水道法施行令第4条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者			
			(2)	水道法施行令第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	<p>水道施設の正常な機能を保持するためには、一定の能力を有する技術者を配置することが適切であることから、引き続き現行の水道技術管理者の資格基準を維持することが必要であり、かつ、本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。</p> <p>また、簡易水道については、本町に簡易水道が存在しないため定めない。</p>
			(3)	10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			

基準の内容：水道技術管理者の資格に関する基準

参酌基準：「水道法施行規則」					委任の方法	岩内町の考え方（案）	
項目（見出し）	条	項	号	条項文		運用基準	左記の理由
水道技術管理者の資格	14		(1)	水道法施行令第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	<p>水道施設の正常な機能を保持するためには、一定の能力を有する技術者を配置することが適切であることから、引き続き現行の水道技術管理者の資格基準を維持することが必要であり、かつ、本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。</p> <p>また、簡易水道については、本町に簡易水道が存在しないため定めない。</p>
		(2)		外国の学校において、水道法施行令第6条第1項第2号に規定する学科目又は水道法施行規則第14条第1号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者			
		(3)		厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者			